

松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
1	総務部 総務課	地方自治法	地縁による団体の認可	第260条の2第1項	
2	総務部 総務課	地方自治法	地縁による団体の告示事項に関する証明書の交付	第260条の2第12項	
3	総務部 総務課	地方自治法	地縁による団体の規約の変更の認可	第260条の3第2項	
4	総務部 総務課	地方自治法	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可	第260条の31第2項	
5	総務部 総務課	地方自治法施行令	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付	第91条第2項	
6	総務部 総務課	地方自治法施行令	副知事等の解職の請求代表者証明書の交付 (第91条第2項の準用)	第121条	
7	総務部 総務課	市町村の合併の特例に関する法律施行令	合併協議会設置請求代表者証明書の交付	第1条第2項	
8	総務部 総務課	市町村の合併の特例に関する法律施行令	同一請求代表者証明書の交付	第27条第4項	
9	財政部 資産経営課	地方自治法	行政財産の使用許可	第238条の4第7項	
10	産業観光部 商工企画課	中心市街地の活性化に関する法律	中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定	第22条第1項	
11	産業観光部 商工企画課	中心市街地の活性化に関する法律	認定計画の変更認定	第25条第1項	
12	産業観光部 商工企画課	中心市街地の活性化に関する法律	地位の承継の承認	第27条	
13	産業観光部 商工企画課	中心市街地の活性化に関する法律	中心市街地整備推進機構の指定	第51条第1項	
14	産業観光部 農政課	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	農業経営の改善及び安定のための計画の認定	第5条	
15	産業観光部 農政課	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定	第7条	
16	産業観光部 農政課	市民農園整備促進法	市民農園の開設の認定	第7条第1項	
17	産業観光部 農政課	市民農園整備促進法	市民農園整備運営計画の変更の認定	第7条第5項	
18	産業観光部 農政課	農業振興地域の整備に関する法律	施設の配置に関する協定の認可	第18条の2第1項	
19	産業観光部 農政課	農業振興地域の整備に関する法律	施設の維持運営に関する協定の認定	第18条の12第1項	
20	産業観光部 農政課	集落地域整備法	農用地の保全等に関する協定の認定	第8条第1項	
21	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法	農地利用集積円滑化事業規程の承認	第11条の9第1項	
22	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法	農地利用集積円滑化事業規程の変更等の承認	第11条の10第1項	
23	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法	農業経営改善計画の認定	第12条第1項	
24	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法	農業経営改善計画の変更の認定	第12条の2第1項	
25	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法	青年等就農計画の認定	第14条の4第1項及び同条第3項	
28	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法	青年等就農計画の変更の認定	第14条の5第1項	
27	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法	農用地利用規程の認定	第23条第1項	
28	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法	農用地利用規程の変更の認定	第24条第1項	
29	産業観光部 農政課	農業経営基盤強化促進法施行令	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認	第6条ただし書	
30	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認	第3条第1項第2号	
31	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認	第3条第2項	
32	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定	第3条第3項	
33	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	農地保有合理化法人の借受農用地に係る事業参加資格の認定	第3条第4項	
34	産業観光部 農林基盤整備課	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	土地への立入等の許可	第25条第2項	
35	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	特用林の指定	第10条の8第1項第8号	
36	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	自家用林の指定	第10条の8第1項第9号	
37	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	施業実施協定の認可	第10条の11の9第1項	
38	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	施業実施協定の変更の認可	第10条の11の13第1項	
39	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	施業実施協定の廃止の認可	第10条の11の15第1項	
40	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	森林施業計画の認定	第11条第5項	
41	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	森林施業計画の変更認定	第12条第2項	
42	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	火入れの許可	第21条第1項	

松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
43	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可	第49条第1項	
44	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	森林病害虫等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可	第49条第6項	
45	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	開発行為の許可(開発行為に係る森林の面積が5ヘクタール(土石の採掘を目的とするものにあつては、10ヘクタール)以上のもの又は当該開発区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)	第10条の2第1項	○
46	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	立木の伐採の許可	第34条第1項	○
47	産業観光部 農林基盤整備課	森林法	行為の許可	第34条第2項	○
48	産業観光部 農林基盤整備課	土地改良法	国有財産を含めて第5条第1項の一定の地域を定めることの承認(第50条各項に規定する場合及び代替施設を設置しない場合において用途廃止の面積が1万平方メートルを超える場合を除く。)	第5条第6項(第48条第9項(第96条の3第5項において準用する場合を含む。)、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項若しくは第10項、第87条の2第10項、第87条の3第6項又は第96条の2第5項において準用する場合を含む。)	○
49	産業観光部 農林基盤整備課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可(鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害防止の目的でかすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて鳥獣(ツキノワグマを除く。))の捕獲等をしようとする場合若しくは鳥類の卵の採取等をしようとする場合、法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的でイノシシの捕獲等をしようとする場合又は飼養の目的でかすみ網を使用する以外の猟法を用いてメジロの捕獲をしようとする場合に係るものに限る。)及び許可証の交付	第9条第1項及び第7項	○
50	産業観光部 農林基盤整備課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	従事者証の交付	第9条第8項	○
51	産業観光部 農林基盤整備課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	許可証又は従事者証の再交付	第9条第9項	○
52	産業観光部 農林基盤整備課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	飼養の登録及び登録票の交付	第19条第1項及び第3項	○
53	産業観光部 農林基盤整備課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	有効期間の更新	第19条第5項	○
54	産業観光部 農林基盤整備課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	登録票の再交付	第19条第6項	○
55	産業観光部 農林基盤整備課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	販売の許可(ヤマドリに限る。)及び販売許可証の交付	第24条第1項及び第5項	○
56	産業観光部 農林基盤整備課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	販売許可証の再交付	第24条第6項	○
57	産業観光部 水産振興課	海岸法	海岸保全区域の占用の許可	第7条第1項	
58	産業観光部 水産振興課	海岸法	海岸保全区域内の行為の許可	第8条第1項	
59	産業観光部 水産振興課	海岸法	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認	第13条第1項	
60	産業観光部 水産振興課	漁港漁場整備法	漁港施設処分の許可	第37条第1項	
61	産業観光部 水産振興課	漁港漁場整備法	特定漁港施設運営の事業を実施するために必要な資力及び信用の認定	第37条の2第1項	
62	産業観光部 水産振興課	漁港漁場整備法	漁港施設の利用(変更含む。)許可	第38条	
63	産業観光部 水産振興課	漁港漁場整備法	漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設等の許可	第39条第1項	
64	産業観光部 水産振興課	港湾法	港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可	第37条第1項	
65	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	埋立ての免許(第50条において準用する法の規定に基づく事務及び公有水面埋立法施行令第33条第2項において準用する政令の規定に基づく事務のうち、次に掲げる事務に相当するものを含む。)(漁港漁場整備法第25条第1項又は第2項の規定により漁港管理者が市町村である漁港の区域(河川区域と重複する部分を除く。))に係るものに限る。以下同じ。)	第2条第1項	○
66	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	埋立ての変更の許可(第42条第3項において準用する第13条の2第1項の規定による承認を含む。)	第13条の2第1項	○
67	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	土地の立入り又は一時使用の許可(第42条第3項において準用する第14条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定による通知の受理を含む。)	第14条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)	○
68	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	権利の譲渡の許可	第16条第1項	○
69	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	しゅん功認可	第22条第1項	○
70	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	工作物の設置の許可	第23条第1項ただし書	○
71	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	権利の移転又は設定の許可	第27条第1項	○
72	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	用途の変更の許可	第29条第1項	○

松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
73	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	免許の効力の復活の処分	第34条第1項ただし書	○
74	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	原状回復義務の免除	第35条第1項ただし書 (第36条において準用する場合を含む。)	○
75	産業観光部 水産振興課	公有水面埋立法	埋立ての承認	第42条第1項	○
76	市民部 市民生活相談課	特定非営利活動促進法	設立の申請書の受理及び設立の認証(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。以下同じ。)	第10条第1項	○
77	市民部 市民生活相談課	特定非営利活動促進法	定款の変更の認証	第25条第3項	○
78	市民部 市民生活相談課	特定非営利活動促進法	解散の認定	第31条第2項	○
79	市民部 市民生活相談課	特定非営利活動促進法	残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証	第32条第2項	○
80	市民部 市民生活相談課	特定非営利活動促進法	合併の認証	第34条第3項	○
81	市民部 市民課	道路運送車両法	臨時運行の許可	第34条第2項	
82	市民部 市民課	墓地、埋葬等に関する法律	埋葬、火葬又は改葬の許可	第5条第1項	
83	市民部 市民課	墓地、埋葬等に関する法律	経営の許可	第10条第1項	○
84	市民部 市民課	墓地、埋葬等に関する法律	墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可	第10条第2項	○
85	市民部 保険年金課	国民健康保険法	被保険者証の交付	第9条第2項	
86	市民部 保険年金課	国民健康保険法	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予	第44条第1項	
87	市民部 保険年金課	国民健康保険法	療養費の支給	第54条第1項	
88	市民部 保険年金課	国民健康保険法	特別療養費の支給	第54条の3第1項	
89	市民部 保険年金課	国民健康保険法	移送費の支給	第54条の4第1項	
90	市民部 保険年金課	国民健康保険法	特別療養給付の支給	第55条第1項	
91	市民部 保険年金課	国民健康保険法	高額療養費の支給	第57条の2第1項	
92	市民部 保険年金課	国民健康保険法	高額介護合算療養費の支給	第57条の3第1項	
93	市民部 保険年金課	国民健康保険法施行令	特定疾病の認定	第29条の2第8項	
94	市民部 保険年金課	国民健康保険法施行令	特定疾患給付対象療養に係る保険者の認定	第29条の2第7項	
95	市民部 保険年金課	国民健康保険法施行規則	被保険者証の再交付	第7条第1項	
96	市民部 保険年金課	国民健康保険法施行規則	高齢受給者証の交付	第7条の4第1項	
97	市民部 保険年金課	国民健康保険法施行規則	高齢受給者証の再交付	第7条の4第4項	
98	市民部 保険年金課	国民健康保険法施行規則	食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定	第26条の3第2項	
99	市民部 保険年金課	国民健康保険法施行規則	減額認定証の再交付	第26条の3第5項	
100	市民部 保険年金課	国民健康保険法施行規則	食事療養標準負担額減額の特例	第26条の5第1項	
101	市民部 保険年金課	国民健康保険法施行規則	特定疾病受療証の再交付	第27条の13第8項	
102	市民部 保険年金課	国民健康保険法施行規則	限度額適用認定証の交付	第27条の14の2第3項	
103	市民部 保険年金課	国民健康保険法施行規則	限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	第27条の14の2第6項	
104	市民部 保険年金課	国民健康保険法施行規則	特別療養証明書の交付	第28条第2項	
105	市民部 保険年金課	国民健康保険法施行規則	特別療養証明書の再交付	第28条第6項	
106	健康福祉部 保健福祉課	児童手当法	児童手当の受給資格、額の認定	第7条第1項	
107	健康福祉部 保健福祉課	児童手当法	児童手当の増額改定	第9条第1項	
108	健康福祉部 保健福祉課	児童扶養手当法	児童扶養手当の受給資格認定	第6条第1項	
109	健康福祉部 保健福祉課	児童扶養手当法	児童扶養手当の増額改定	第8条第1項	
110	健康福祉部 保健福祉課	母子及び寡婦福祉法施行令	常用雇用転換奨励給付金の支給	第28条第1項	
111	健康福祉部 保健福祉課	母子及び寡婦福祉法施行令	自立支援教育訓練給付金の支給	第29条第1項	
112	健康福祉部 保健福祉課	母子及び寡婦福祉法施行令	高等職業訓練促進給付金の支給	第30条第1項	
113	健康福祉部 保健福祉課	母子及び寡婦福祉法施行令	高等職業訓練修了支援給付金の支給	第30条の2第1項	
114	健康福祉部 保健福祉課	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	受給資格及び手当額の認定(住所変更後の認定を含む。)	第6条	
115	健康福祉部 保健福祉課	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	子ども手当の増額の改定	第8条第1項	
116	健康福祉部 保健福祉課	児童福祉法	第21条の5に規定する医療の給付に要する費用の負担能力の認定	第56条第5項	○
117	健康福祉部 保健福祉課	母子保健法	養育医療の給付の決定	第20条第1項	○

松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
118	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	社会福祉法人(その主たる事務所の所在する市町村の区域のみにおいて事務所又は事業所を有するもの(当該市町村の区域を越えて事業を行う社会福祉法人で規則で定めるものを除く。))に限り。の定款の認可	第31条第1項	○
119	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	社会福祉法人の定款の変更の認可	第45条の36第2項	○
120	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	社会福祉法人の解散の認可又は認定	第46条第2項	○
121	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	社会福祉法人の合併の認可	第50条第3項	○
122	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	社会福祉法人の新設合併の認可	第54条の6第2項	○
123	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認	第55条の2第1項	○
124	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	社会福祉法人の社会福祉充実計画の変更の承認	第55条の3第1項	○
125	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	社会福祉法人の社会福祉充実計画の終了の承認	第55条の4	○
126	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	社会福祉施設の設置の許可(軽費老人ホームに係るものに限る。)	第62条第2項	○
127	健康福祉部 監査指導課	社会福祉法	社会福祉施設に係る変更の許可(軽費老人ホームに係るものに限る。)	第63条第2項	○
128	健康福祉部 監査指導課	児童福祉法	児童福祉施設の設置の認可	第35条第4項	○
129	健康福祉部 監査指導課	児童福祉法	児童福祉施設の廃止又は休止の承認	第35条第7項	○
130	健康福祉部 監査指導課	老人福祉法	養護老人ホーム等の設置の認可	第15条第4項	○
131	健康福祉部 監査指導課	老人福祉法	養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可	第16条第3項	○
132	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	第41条第1項の指定居宅サービス事業者の指定	第70条第1項	○
133	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	指定の更新	第70条の2第1項(第115条の11において準用する場合を含む。)	○
134	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	第46条第1項の指定居宅介護支援事業者の指定	第79条第1項	○
135	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	指定居宅介護支援事業者の指定の更新	第79条の2第1項	○
136	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	第48条第1項第1号の指定介護老人福祉施設の指定	第86条第1項	○
137	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	指定介護老人福祉施設の指定の更新	第86条の2第1項	○
138	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	介護老人保健施設の開設の許可	第94条第1項	○
139	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	介護老人保健施設の入所定員等の変更の許可	第94条第2項	○
140	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	介護老人保健施設の開設許可の更新	第94条の2第1項	○
141	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	介護老人保健施設を管理する医師の承認	第95条第1項	○
142	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	介護老人保健施設を医師以外の者に管理させることの承認	第95条第2項	○
143	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	介護老人保健施設の広告事項の許可	第98条第1項第4号	○
144	健康福祉部 監査指導課	介護保険法	第53条第1項の指定介護予防サービス事業者の指定	第115条の2第1項	○
145	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	被保険者証の交付	第12条第3項	
146	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	要介護認定	第27条第1項	
147	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	要介護認定の更新	第28条第2項	
148	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	要介護状態区分の変更の認定	第29条第1項	
149	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	要支援認定	第32条第1項	
150	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	要支援認定の更新	第33条第2項	
151	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	要支援状態区分の変更の認定	第33条の2第1項	
152	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	介護保険サービスの種類の指定変更	第37条第2項	
153	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	居宅介護サービス費の支給	第41条第1項	
154	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	特例居宅介護サービス費の支給	第42条第1項	
155	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	地域密着型介護サービス費の支給	第42条の2第1項	
156	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	特例地域密着型介護サービス費の支給	第42条の3第1項	
157	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	居宅介護福祉用具購入費の支給	第44条第1項	
158	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	居宅介護住宅改修費の支給	第45条第1項	
159	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	居宅介護サービス計画費の支給	第46条第1項	
160	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	特例居宅介護サービス計画費の支給	第47条第1項	
161	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	施設介護サービス費の支給	第48条第1項	
162	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	特例施設介護サービス費の支給	第49条第1項	
163	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	居宅介護サービス費等の額の特例	第50条	
164	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	高額介護サービス費の支給	第51条第1項	

松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特例条例根拠
165	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	高額医療合算介護サービス費の支給	第51条の2第1項	
166	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	特定入所者介護サービス費の支給	第51条の3第1項	
167	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	特例特定入所者介護サービス費の支給	第51条の4第1項	
168	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	介護予防サービス費の支給	第53条第1項	
169	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	特例介護予防サービス費の支給	第54条第1項	
170	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	地域密着型介護予防サービス費の支給	第54条の2第1項	
171	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	特例地域密着型介護予防サービス費の支給	第54条の3第1項	
172	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	介護予防福祉用具購入費の支給	第56条第1項	
173	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	介護予防住宅改修費の支給	第57条第1項	
174	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	介護予防サービス計画費の支給	第58条第1項	
175	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	特例介護予防サービス計画費の支給	第59条第1項	
176	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	介護予防サービス費等の額の特例	第60条	
177	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	高額介護予防サービス費の支給	第61条第1項	
178	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	高額医療合算介護予防サービス費の支給	第61条の2第1項	
179	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	特定入所者介護予防サービス費の支給	第61条の3第1項	
180	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	特例特定入所者介護予防サービス費の支給	第61条の4第1項	
181	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	指定地域密着型サービス事業者の指定	第78条の2第1項	
182	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	第78条の12	
183	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	第115条の12第1項	
184	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	第115条の21	
185	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	指定介護予防支援事業者の指定	第115条の22第1項	
186	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	指定介護予防支援事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	第115条の31	
187	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	第1号事業支給費の審査・支払	第115条の45の3第5項	
188	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	第1号事業者の指定	第115条の45の5第1項	
189	健康福祉部 介護保険課	介護保険法	第1号事業者の指定の更新	第115条の45の6第1項	
190	健康福祉部 介護保険課	介護保険法施行規則	被保険者証の再交付	第27条第1項	
191	健康福祉部 介護保険課	介護保険法施行規則	特定入所者の負担限度額の認定	第83条の6第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)	
192	健康福祉部 介護保険課	介護保険法施行規則	負担限度額認定証の再交付	第83条の6第7項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)	
193	健康福祉部 介護保険課	介護保険法施行規則	負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給	第83条の8第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)	
194	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別児童扶養手当の増額改定	第16条	
195	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	障害児福祉手当の支給資格認定	第19条	
196	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	障害児福祉手当の支給資格の再認定	第26条	
197	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別障害者手当の支給資格の認定	第26条の5	
198	健康福祉部 障がい者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別障害者手当の支給資格の再認定	第26条の5	
199	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	介護給付費等の支給決定	第19条第1項	
200	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	支給決定の変更	第24条第1項	
201	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	介護給付費又は訓練等給付費の支給	第29条第1項	
202	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給	第30条第1項	
203	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	介護給付費等の負担額の特例認定	第31条	

松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特例条例根拠
204	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	サービス利用計画作成費の支給	第32条第1項	
205	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	高額障害福祉サービス費の支給	第33条第1項	
206	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	特定障害者特別給付費の支給	第34条第1項	
207	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	特例特定障害者特別給付費の支給	第35条第1項	
208	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	自立支援医療費の支給認定	第52条第1項	
209	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	支給認定の変更	第56条第1項	
210	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	自立支援医療費の支給	第58条第1項	
211	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	療養介護医療費の支給	第70条第1項	
212	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	基準該当療養介護医療費の支給	第71条第1項	
213	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法	補装具費の支給	第76条第1項	
214	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法施行令	受給者証の再交付	第16条	
215	健康福祉部 障がい者福祉課	障害者自立支援法施行令	医療受給者証の再交付	第33条第1項	
216	健康福祉部 生活福祉課	水難救護法	船難報告書の認証	第10条第2項	
217	健康福祉部 生活福祉課	水難救護法	救護費用支給の申立に係る費用の決定	第15条第1項	
218	健康福祉部 生活福祉課	水難救護法	売却、抵当及び質入れの為の認可	第16条第4項	
219	健康福祉部 生活福祉課	生活保護法	保護の開始の申請に対する処分	第24条第1項	
220	健康福祉部 生活福祉課	生活保護法	保護の変更の申請に対する処分	第24条第5項	
221	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物収集・運搬業の許可	第7条第1項	
222	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新	第7条第2項	
223	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処分業の許可	第7条第6項	
224	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処分業の許可の更新	第7条第7項	
225	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可	第7条の2第1項	
226	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処分業の変更の許可	第7条の2第1項	
227	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	再生利用一般廃棄物・運送業者の指定	第2条第2号	
228	環境保全部 環境保全課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	再生利用一般廃棄物処分業者の指定	第2条の3第2号	
229	環境保全部 環境保全課	浄化槽法	浄化槽清掃業の許可	第35条	
230	環境保全部 環境保全課	土壌汚染対策法	要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定	第14条第1項	
231	環境保全部 環境保全課	土壌汚染対策法	汚染土壌処理業の許可	第22条第1項	
232	環境保全部 環境保全課	土壌汚染対策法	汚染土壌処理業の許可の更新	第22条第4項	
233	環境保全部 環境保全課	土壌汚染対策法	汚染土壌処理業の変更の許可	第23条第1項	
234	環境保全部 リサイクル都市推進課	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	事業の転換に関する計画の認定	第7条第1項	
235	環境保全部 リサイクル都市推進課	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則	事業転換計画の変更の認定	第5条第3項	
236	環境保全部 リサイクル都市推進課	狂犬病予防法	犬の登録及び鑑札の交付	第4条第2項	
237	環境保全部 リサイクル都市推進課	狂犬病予防法	犬の予防注射済票の交付	第5条第2項	
238	環境保全部 リサイクル都市推進課	狂犬病予防法施行令	犬の鑑札の再交付	第1条の2	
239	環境保全部 リサイクル都市推進課	狂犬病予防法施行令	犬の予防注射済票の再交付	第3条	
240	歴史まちづくり部 都市政策課	土地収用法	障害物の伐除のための許可	第14条第1項	
241	歴史まちづくり部 都市政策課	土地収用法	山林原野等の伐除の許可	第14条第3項	
242	歴史まちづくり部 都市政策課	土地収用法	非常災害の際の土地の使用に係る許可	第122条第1項	
243	歴史まちづくり部 都市政策課	土地収用法	非常災害の際の土地の使用に係る許可(第122条第1項の準用)	第138条第1項	

松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特例条例根拠
244	歴史まちづくり部 都市政策課	都市計画法	障害物の伐除の許可	第26条第1項及び第3項	
245	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	障害物の伐除の許可	第61条第1項及び第3項	
246	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	施行地区内の権利の処分の承認	第70条第2項	
247	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	建築計画変更の承認	第99条の7	
248	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	債務の弁済に関する計画の承認	第117条第3項	
249	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	施行地区内の土地等の処分の承認	第118条の3第1項	
250	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	譲受け希望の申出等の撤回の同意	第118条の5第1項	
251	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	宅地の所有者及び借地権者の同意申請	第19条第1項	
252	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	宅地の所有者及び借地権者の同意申請	第51条の7第1項	
253	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	測量又は調査のための土地の立入り等の認可	第72条第1項	
254	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	障害物の伐除の認可	第72条第6項	
255	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	建築物等の移転又は除去の認可	第77条第7項	
256	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	移転、除去の際の建築物等の使用許可	第77条第8項	
257	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等	第85条の2第5項	
258	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等	第85条の3第4項	
259	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等	第85条の4第5項	
260	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再生特別措置法	都市再生歩行者経路協定の認可(法第73条の2第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。)	第45条の2第4項	
261	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再生特別措置法	都市再生歩行者経路協定の変更認可(法第72条の2第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。)	第45条の5第1項	
262	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再生特別措置法	都市再生歩行者経路協定の廃止の認可(法第72条の2第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。)	第45条の9第1項	
263	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再生特別措置法	一の所有者による都市再生歩行者経路協定の認可(法第73条の2第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。)	第45条の11第1項	
264	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再生特別措置法	都市利便増進協定の認定	第74条	
265	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再生特別措置法	都市利便増進協定の変更認定	第76条	
266	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再生特別措置法	都市再生整備推進法人の指定	第118条第1項	
267	歴史まちづくり部 都市政策課	農住組合法	農地利用規約の認定	第13条第3項	
268	歴史まちづくり部 都市政策課	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	優良田園住宅建設計画の認定	第4条第1項	
269	歴史まちづくり部 都市政策課	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	優良田園住宅建設計画の変更の認定	第4条第6項	
270	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法施行令	審査委員の解任の承認	第4条の2第3項	○
271	歴史まちづくり部 都市政策課	租税特別措置法	優良宅地の造成の認定	第28条の4第3項第5号イ	○
272	歴史まちづくり部 都市政策課	租税特別措置法	優良宅地の造成の認定	第31条の2第2項第14号ハ	○
273	歴史まちづくり部 都市政策課	租税特別措置法	優良宅地の造成の認定	第62条の3第4項第14号ハ	○
274	歴史まちづくり部 都市政策課	租税特別措置法	優良宅地の造成の認定	第63条第3項第5号イ	○
275	歴史まちづくり部 都市政策課	都市計画法	開発行為の許可	第29条第1項又は第2項	○
276	歴史まちづくり部 都市政策課	都市計画法	開発行為の変更の許可	第35条の2第1項	○

松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
277	歴史まちづくり部 都市政策課	都市計画法	建築物の建築又は特定工作物の建設の承認	第37条第1号	○
278	歴史まちづくり部 都市政策課	都市計画法	建築物の建築の許可	第41条第2項ただし書	○
279	歴史まちづくり部 都市政策課	都市計画法	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は特定工作物の新設の許可	第42条第1項ただし書	○
280	歴史まちづくり部 都市政策課	都市計画法	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の許可	第43条第1項	○
281	歴史まちづくり部 都市政策課	都市計画法	地位の承継の承認	第45条	○
282	歴史まちづくり部 都市政策課	都市計画法	開発登録簿への登録	第47条第1項(第34条の2第2項又は第35条の2第4項において準用する場合を含む。)	○
283	歴史まちづくり部 都市政策課	都市計画法	建築の許可(第53条第2項において準用する第42条第2項の規定による国の機関との協議を含む。)	第53条第1項	○
284	歴史まちづくり部 都市政策課	都市計画法	工事完了の検査	第36条第2項	
285	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	第一種市街地再開発事業の施行の認可	第7条の9第1項	○
286	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可	第7条の16第1項	○
287	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	規約の認可	第7条の17第4項	○
288	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	審査委員の選任の承認	第7条の19第1項	○
289	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	第一種市街地再開発事業の終了の認可	第7条の20第1項	○
290	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	組合の設立の認可	第11条第1項	○
291	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	組合の設立の認可(事業計画の決定に先立つて組合を設立する必要がある場合)	第11条第2項	○
292	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	事業計画の認可	第11条第3項	○
293	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可	第38条第1項	○
294	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	解散の認可	第45条第4項	○
295	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	決算報告書の承認	第49条	○
296	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	立入りの許可	第60条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)	○
297	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	土地の試掘等の許可	第61条第1項	○
298	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	行為の許可	第66条第1項	○
299	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	土地の形質の変更等の承認	第66条第7項	○
300	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	権利変換計画の認可(施行者が個人施行者、組合又は再開発会社である場合に限る。)	第72条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)	○
301	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	特定建築者の承認(施行者が個人施行者、組合又は再開発会社である場合に限る。)	第99条の3第3項(第99条の8第5項において準用する場合を含む。)	○
302	歴史まちづくり部 都市政策課	都市再開発法	管理規約の認可(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第133条第1項	○
303	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	土地区画整理事業の施行の認可(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第4条第1項	
304	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	国有財産を施行地区に編入することについての承認	第7条(第10条第3項、第17条又は第39条第2項において準用する場合を含む。)	○
305	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第10条第1項	
306	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	規約の認可(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第11条第4項	
307	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	廃止又は終了の認可(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第13条第1項	
308	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	設立の認可(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第14条第1項	



松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
309	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	設立の認可(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第14条第2項	
310	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	事業計画の認可(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第14条第3項	
311	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更(第50条第4項に規定する定款及び事業計画又は事業基本方針の変更を含む。の認可(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第39条第1項	
312	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	解散の認可(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第45条第2項	
313	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	決算報告書の承認(個人施行者又は組合に係るものに限る。)	第49条	
314	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	土地区画整理事業の施行の認可(区画整理会社に係るものに限る。)	第51条の2第1項	
315	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	規準又は事業計画の変更の認可(区画整理会社に係るものに限る。)	第51条の10第1項	
316	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	合併若しくは分割又は譲渡及び譲受けの認可(区画整理会社に係るものに限る。)	第51条の11第1項	
317	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	廃止又は終了の認可(区画整理会社に係るものに限る。)	第51条の13第1項	
318	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	行為の許可	第76条第1項	
319	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	換地計画の認可(施行者が個人施行者、組合及び区画整理会社である場合に限る。)	第86条第1項	
320	歴史まちづくり部 都市政策課	土地区画整理法	換地計画の変更の認可(施行者が個人施行者、組合及び区画整理会社である場合に限る。)	第97条第1項	
321	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	歴史的風致維持向上支援法人の指定	第34条第1項	
322	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観重要建造物の現状変更の許可	第22条第1項	
323	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観重要樹木の現状変更の許可	第31条第1項	
324	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	管理協定の締結の認可	第36条第3項	
325	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	管理協定の変更の認可(第36条第3項の準用)	第40条	
326	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観地区内の建築物計画の認定	第63条第1項	
327	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和存続の許可	第77条第3項	
328	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観協定の締結の認可	第81条第4項	
329	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観協定の変更の認可	第84条第1項	
330	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観協定の廃止の認可	第88条第1項	
331	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	一の所有者による景観協定の認可	第90条第1項	
332	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課	景観法	景観整備機構の指定	第92条第1項	
333	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市緑地法	緑地協定の認可	第47条第1項	
334	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市緑地法	緑地協定の変更の認可	第48条第1項	
335	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市緑地法	緑地協定の廃止の認可	第52条第1項	
336	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市緑地法	1人緑地協定の認可	第54条第2項	
337	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市緑地法	緑化施設整備計画の認定	第61条第1項	
338	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市緑地法	緑化施設整備計画の変更の認定	第62条第1項	
339	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可	第5条第2項	
340	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	都市公園の占用許可	第6条第1項	
341	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	都市公園の占用許可の変更	第6条第3項	

松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特例条例根拠
342	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可(第5条の準用)	第33条第4項	
343	歴史まちづくり部 公園緑地課	都市公園法	公園予定地の占用許可・変更の許可(第6条の準用)	第33条第4項	
344	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	国宝等に指定された建築物の再現に際しての適用除外の認定	第3条第1項第4号	
345	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	建築確認	第6条第1項	
346	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	完了検査	第7条第1項	
347	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	中間検査	第7条の3第1項	
348	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	仮使用の認定	第7条の6第1項第1号	
349	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	道の位置の指定	第42条第1項第5号	
350	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	建築物の敷地と道路との関係の建築許可	第43条第1項	
351	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	公衆便所等の道路内における建築許可	第44条第1項第2号	
352	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	道路内における建築認定	第44条第1項第3号	
353	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	公共用歩廊等の道路内における建築許可	第44条第1項第4号	
354	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	壁面線を超える歩廊の柱等の建築の許可	第47条	
355	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	用途地域の特例許可	第48条	
356	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	特殊建築物の位置の許可	第51条	
357	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可	第52条第10項	
358	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	壁面線の指定がある場合の建築物の延べ面積の例外許可	第52条第11項	
359	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	機械室等に関する建築物の延べ面積の例外許可	第52条第14項	
360	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	建築物の建築面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可	第53条第5項第3号	
361	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	建築物の敷地面積の最低限度の例外許可	第53条の2第1項第3号	
362	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	建築物の敷地面積の最低限度の例外許可	第53条の2第1項第4号	
363	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	高さ制限の例外認定	第55条第2項	
364	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	高さ制限の例外許可	第55条第3項第1号	
365	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	高さ制限の例外許可	第55条第3項第2号	
366	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	日影規制の例外許可	第56条の2第1項	
367	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	高架の工作物内の建築物の高さ制限の例外認定	第57条第1項	
368	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定	第57条の2第1項	
369	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定の取消申請	第57条の3第1項	
370	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の例外許可	第57条の4第1項	
371	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	高層住居誘導地区内の敷地規模規制の例外許可(第53条の2第1項第3号の準用)	第57条の5第3項	
372	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	高層住居誘導地区内の敷地規模規制の例外許可(第53条の2第1項第4号の準用)	第57条の5第3項	
373	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例許可	第59条第1項第3号	
374	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可	第59条第4項	
375	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	敷地内に広い空地を有する建築物の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの許可	第59条の2第1項	

松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特例条例根拠
376	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、面積及び高さについて都市計画内容との適合の例外許可	第60条の2第1項第3号	
377	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	都市再生特別地区における計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可(第52条第10項の準用)	第60条の2第4項	
378	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	都市再生特別地区における壁面線の指定がある場合の建築物の延べ面積の例外許可(第52条第11項の準用)	第60条の2第4項	
379	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	都市再生特別地区における機械室等に関する建築物の延べ面積の例外許可(第52条第14項の準用)	第60条の2第4項	
380	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	都市再生特別地区における日影規制の例外許可(第56条の2の準用)	第60条の2第6項	
381	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度の例外許可	第67条の3第3項第2号	
382	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置制限の例外許可	第67条の3第5項第2号	
383	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	特定防災街区整備地区における防災都市計画施設に接する建築物の間口率及び高さの最低限度の例外許可	第67条の3第9項第2号	
384	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	景観地区における建築物の高さ制限の例外許可	第68条第1項第2号	
385	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	景観地区における建築物の壁面の位置制限の例外許可	第68条第2項第2号	
386	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	景観地区における建築物の敷地面積の例外許可	第68条第3項第2号	
387	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	景観地区における建築物の斜線制限の例外認定	第68条第5項	
388	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	再開発等促進区等区域内の容積率の例外認定	第68条の3第1項	
389	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	再開発等促進区等区域内の建ぺい率の例外認定	第68条の3第2項	
390	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	再開発等促進区等区域内の高さ制限の例外認定	第68条の3第3項	
391	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	再開発等促進区等区域内の斜線制限の例外認定	第68条の3第4項	
392	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	地区計画等の区域内における建築物の容積率の例外認定	第68条の4	
393	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の特例承認	第68条の5の2	
394	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可(第52条第10項の準用)	第68条の5の2第1項	
395	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における壁面線の指定がある場合の建築物の延べ面積の例外許可(第52条第11項の準用)	第68条の5の2第1項	
396	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における機械室等に関する建築物の延べ面積の例外許可(第52条第14項の準用)	第68条の5の2第1項	
397	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の例外許可	第68条の5の3第2項	
398	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の例外認定	第68条の5の5第1項	
399	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の斜線制限の例外認定	第68条の5の5第2項	
400	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	予定道路に係る公衆便所等の道路内における建築許可(第44条第1項第2号の準用)	第68条の7第4項	
401	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	予定道路に係る道路内における建築認定(第44条第1項第3号の準用)	第68条の7第4項	
402	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	予定道路に係る公共用歩廊等の道路内における建築許可(第44条第1項第4号の準用)	第68条の7第4項	
403	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可	第68条の7第5項	
404	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	建築協定の認可	第70条第1項	
405	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	建築協定の変更の認可	第74条第1項	
406	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	建築協定の廃止の認可	第76条第1項	
407	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	一人で定める建築協定の認可	第76条の3第2項	

松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特例条例根拠
408	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	一人で定める建築協定の変更の認可(第74条第1項の準用)	第76条の3第6項	
409	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	一人で定める建築協定の廃止の認可(第76条第1項の準用)	第76条の3第6項	
410	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	応急仮設建築物の存続の許可	第85条第3項	
411	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	仮設建築物の建築許可	第85条第5項	
412	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	総合的設計による一団地の建築物の特例認定	第86条第1項	
413	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定	第86条第2項	
414	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	敷地又は敷地以外の土地で二以上もの一団地の建築物の特例許可	第86条第3項	
415	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	一定の規模以上の一団の土地の建築物の特例許可	第86条第4項	
416	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	第86条の2第1項	
417	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の一定規模の建築物の建築許可	第86条の2第2項	
418	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	公告許可対象区域内の建築物の建築許可	第86条の2第3項	
419	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	第86条の5第1項	
420	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の適用除外の認定	第86条の6第2項	
421	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画の認定	第86条の8第1項	
422	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画の変更認定	第86条の8第3項	
423	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	用途変更における用途規制の例外許可(第48条の準用)	第87条第2項	
424	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	建築設備の確認(第6条第1項の準用)	第87条の2	
425	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	建築設備の完了検査(第7条第1項の準用)	第87条の2	
426	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	建築設備の中間検査(第7条の3第1項の準用)	第87条の2	
427	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	建築設備の仮使用の承認(第7条の6第1項第1号の準用)	第87条の2	
428	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	工作物の確認(第6条の準用)	第88条第1項	
429	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	工作物の完了検査(第7条第1項の準用)	第88条第1項	
430	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	工作物の中間検査(第7条の3第2項の準用)	第88条第1項	
431	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	昇降機等の仮使用の承認(第7条の6第1項第1号の準用)	第88条第1項	
432	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	用途変更の特殊建築物の位置の許可(第51条の準用)	第88条第2項	
433	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法	仮使用の認定	第7条の6第1項第2号	
434	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法施行令	計画道路がある場合の斜線制限の例外許可	第131条の2第2項	
435	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法施行令	壁面線の指定等がある場合の斜線制限	第131条の2第3項	
436	歴史まちづくり部 建築指導課	建築基準法施行令	道に関する基準の例外的認定	第144条の4第1項第1号ホ	
437	歴史まちづくり部 建築指導課	建築物の耐震改修の促進に関する法律	建築物の耐震改修の計画の認定	第17条第3項	
438	歴史まちづくり部 建築指導課	建築物の耐震改修の促進に関する法律	認定を受けた計画の変更の認定(第8条第3項の準用)	第17条第1項	
439	都市整備部 建築課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助	第12条	
440	都市整備部 建築課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	家賃の減額に要する費用の補助	第15条	
441	歴史まちづくり部 建築指導課	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	長期優良住宅建築等計画の認定	第6条第1項	
442	歴史まちづくり部 建築指導課	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定	第8条第1項	

松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特例条例根拠
443	歴史まちづくり部 建築指導課	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定	第9条第1項	
444	歴史まちづくり部 建築指導課	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	地位の承継の承認	第10条	
445	歴史まちづくり部 建築指導課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	第17条第1項	
446	歴史まちづくり部 建築指導課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定	第18条第1項	
447	歴史まちづくり部 建築指導課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例承認	第23条第1項	
448	歴史まちづくり部 建築指導課	租税特別措置法	優良住宅の新築の認定	第28条の4第3項第6号	○
449	歴史まちづくり部 建築指導課	租税特別措置法	優良住宅の新築の認定	第31条の2第2項第15号二	○
450	歴史まちづくり部 建築指導課	租税特別措置法	優良住宅の新築の認定	第62条の3第4項第15号二	○
451	歴史まちづくり部 建築指導課	租税特別措置法	優良住宅の新築の認定	第63条第3項第6号	○
452	歴史まちづくり部 建築指導課	都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素建築物新築等計画の認定	第54条第1項	
453	歴史まちづくり部 建築指導課	都市の低炭素化の促進に関する法律	認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定	第55条第1項	
454	都市整備部 管理課	道路法	道路管理者以外の者が行う工事の承認	第24条	
455	都市整備部 管理課	道路法	道路の占用の許可	第32条第1項	
456	都市整備部 管理課	道路法	道路の占用の変更の許可	第32条第3項	
457	都市整備部 管理課	道路法	特殊車両の通行許可	第47条の2第1項	
458	都市整備部 管理課	道路法	自動車専用道路との連結の許可	第48条の5第1項	
459	都市整備部 管理課	道路法	自動車専用道路との連結の変更許可	第48条の5第3項	
460	都市整備部 管理課	道路法	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可	第91条第1項	
461	都市整備部 管理課	道路法	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可(第32条第1項及び第3項の準用)	第91条第2項	
462	都市整備部 管理課	車両制限令	特殊車両の通行認定	第12条	
463	都市整備部 管理課	幹線道路の沿道の整備に関する法律	沿道整備推進機構の指定	第13条の2第1項	
464	都市整備部 河川課	河川法	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	第100条において準用する第20条	
465	都市整備部 河川課	河川法	流水占用の許可	第100条において準用する第23条	
466	都市整備部 河川課	河川法	土地占用の許可	第100条において準用する第24条	
467	都市整備部 河川課	河川法	土石等の採取の許可	第100条において準用する第25条	
468	都市整備部 河川課	河川法	工作物の新築等の許可	第100条において準用する第26条第1項	
469	都市整備部 河川課	河川法	土地の掘削等の許可	第100条において準用する第27条第1項	
470	都市整備部 河川課	河川法	竹木の流送の許可等	第100条において準用する第28条	
471	都市整備部 河川課	河川法	河川管理上支障のある行為の許可等	第100条において準用する第29条第1項	
472	都市整備部 河川課	河川法	河川管理上支障のある行為の許可等(2級河川)	第100条において準用する第29条第2項	
473	都市整備部 河川課	河川法	許可工作物の完成検査	第100条において準用する第30条第1項	
474	都市整備部 河川課	河川法	許可工作物の完成前の使用の承認	第100条において準用する第30条第2項	
475	都市整備部 河川課	河川法	権利譲渡の承認	第100条において準用する第34条第1項	
476	都市整備部 河川課	河川法	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定	第100条において準用する第43条第1項	
477	都市整備部 河川課	河川法	ダム操作規程の承認	第100条において準用する第47条第1項	
478	都市整備部 河川課	河川法	渇水時における水利使用の特例の承認	第100条において準用する第53条の2第1項	
479	都市整備部 河川課	河川法	河川保全区域内の行為の許可	第100条において準用する第55条第1項	

松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特別条例根拠
480	都市整備部 河川課	河川法	河川予定地内の行為の許可	第100条において準用する第57条第1項	
481	都市整備部 河川課	河川法	河川保全立体区域における行為の許可	第100条において準用する第58条の4第1項	
482	都市整備部 河川課	河川法	河川予定立体区域における行為の許可	第100条において準用する第58条の6第1項	
483	消防本部 予防課	消防法	防火対象物の定期点検報告制度の特例認定	第8条の2の3第1項(第36条第1項において準用する場合を含む。)	
484	消防本部 予防課	消防法	危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認	第10条第1項ただし書	
485	消防本部 予防課	消防法	危険物施設設置・変更の許可	第11条第1項	
486	消防本部 予防課	消防法	危険物施設の完成検査	第11条第5項前段	
487	消防本部 予防課	消防法	仮使用の承認	第11条第5項後段	
488	消防本部 予防課	消防法	危険物施設の完成検査前検査	第11条の2第1項	
489	消防本部 予防課	消防法	予防規程の認可、変更認可	第14条の2第1項	
490	消防本部 予防課	消防法	定期保安検査	第14条の3第1項	
491	消防本部 予防課	消防法	臨時保安検査	第14条の3第2項	
492	消防本部 予防課	危険物の規制に関する政令	完成検査済証の再交付	第8条第4項	
493	消防本部 予防課	危険物の規制に関する政令	保安検査時期の変更	第8条の4第2項ただし書	
494	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	製造の許可	第5条第1項	○
495	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	第一種製造者の製造のための施設等の変更の許可	第14条第1項	○
496	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	第一種貯蔵所の設置の許可	第16条第1項(同条第3項においてみなして適用する場合を含む。)	○
497	消防本部 予防課	高圧ガス保安法	第一種貯蔵所の変更の工事の許可	第19条第1項	○
498	消防本部 予防課	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	充てん設備の許可	第37条の4第1項	○
499	消防本部 予防課	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	充てん設備の変更の許可	第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項	○
500	消防本部 予防課	火薬類取締法	譲渡又は譲受けの許可	第17条第1項	○
501	消防本部 予防課	火薬類取締法	譲渡許可証又は譲受許可証の交付	第17条第4項	○
502	消防本部 予防課	火薬類取締法	譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	第17条第8項	○
503	消防本部 予防課	火薬類取締法	消費の許可	第25条第1項	○
504	消防本部 予防課	火薬類取締法	廃棄の許可	第27条第1項	○
505	消防本部 予防課	火薬類取締法	保安教育計画の制定及び変更の認可	第29条第5項において準用する同条第1項	○
506	教育委員会 学校管理課	社会教育法	学校施設利用の許可	第45条第1項	
507	教育委員会 学校教育課	学校教育法	小学校、中学校等への就学義務の猶予又は免除	第18条	
508	教育委員会 学校教育課	学校教育法施行令	小学校又は中学校の変更(校区外通学)	第8条	
509	教育委員会 学校教育課	学校教育法施行令	区域外就学等	第9条	
510	選挙管理委員会事務局	地方自治法施行令	議会の解散の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	第100条	
511	選挙管理委員会事務局	地方自治法施行令	施設の使用に要する費用の承認	第107条第3項	
512	選挙管理委員会事務局	地方自治法施行令	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	第110条	
513	選挙管理委員会事務局	地方自治法施行令	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)	第113条	
514	選挙管理委員会事務局	地方自治法施行令	長の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	第116条	
515	選挙管理委員会事務局	地方自治法施行令	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)	第116条の2	
516	選挙管理委員会事務局	地方自治法施行令	施設の使用に要する費用の承認(第116条の2・第107条第3項の準用)	第120条	
517	選挙管理委員会事務局	市町村の合併の特例に関する法律施行令	投票実施請求代表者証明書の交付	第13条第2項	
518	監査委員事務局	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律	職員団体等の規約の認証	第5条	
519	監査委員事務局	地方自治法施行令	事務の監査の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	第99条	
520	監査委員事務局	地方公務員法	職員団体の登録	第53条第5項	
521	農業委員会事務局	農地法	農地等の権利移動の許可	第3条第1項	

松江市法適用処分一覧【申請に対する処分】

No.	担当部署	法令名称	処分の概要	根拠条項	県特例条例根拠
522	農業委員会事務局	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	特定農地貸付けに関する承認	第3条第3項	
523	農業委員会事務局	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	特定農地貸付けの変更の承認(第3条第3項の準用)	第4条第1項	
524	農業委員会事務局	農地法	農地又は採草放牧地の権利の設定又は移転の許可	第3条第1項	○
525	農業委員会事務局	農地法	農地又は採草放牧地の権利の設定又は移転の許可(使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合)	第3条第3項	○
526	農業委員会事務局	農地法	農地の転用の許可(2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)	第4条第1項	○
527	農業委員会事務局	農地法	農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可(2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)	第5条第1項	○
528	上下水道局	下水道法	排水設備設置義務の免除に係る許可	第10条第1項ただし書	
529	上下水道局	下水道法	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認	第16条	
530	上下水道局	下水道法	公共下水道の排水施設への物件設置の許可	第24条第1項	